

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	浄化槽の保守点検又は清掃についての改善措置命令又は浄化槽の使用停止命令	上 No. 6
----------	-------------------------------------	---------

根拠法令及び条項		浄化槽法第12条第2項
処分基準	関係条項	環境省関係浄化槽法施行規則第2条及び第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、浄化槽の保守点検の技術上の基準（2参照）又は浄化槽の清掃の技術上の基準（3参照）に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用的停止を命ずることができる。 2 浄化槽の保守点検の技術上の基準 環境省関係浄化槽法施行規則第2条のとおり 3 浄化槽の清掃の技術上の基準 環境省関係浄化槽法施行規則第3条のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	徴収の猶予及び減免	上 No. 10
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公共設置型浄化槽の維持管理に関する条例第6条第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又はそれを徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成24年 3月 1日変更(※分担金の制度廃止に伴うもの) 平成 年 月 日変更(※)))
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 21日(休日は含まない。)
標準処理期間	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備設置業務の免除に係る許可	上 No. 15
---------	------------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第10条第1項ただし書	
審査基準	関係条項	下水道法施行令第7条 鉱山保安法第8条第1号
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、排水設備の設置を免除できる。 2 次の内容については、免除できるものとする。 (1) 間接冷却水、プールの排出水等をする場合 (2) 鉱山保安法により坑水及び排水の処理に伴う危害又は、鉱害の防止のため必要な場合
参考事項		
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 21日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	公共下水道管理者以外の工事の承認	上 No. 16
---------	------------------	----------

根拠法令及び条項		下水道法第16条
審査基準	関係条項	下水道法施行令第10条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 公共下水道管理者以外の者の行う工事等 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 2 承認を要しない軽微な施設の維持 法第16条ただし書（法第25条の10及び第31条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	都市下水路管理者以外の者の行う工事等の承認	上 No. 17
---------	-----------------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第31条において準用する第16条	
審査基準	関係条項	下水道法第16条 下水道施行令第10条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 公共下水道管理者以外の者の行う工事等 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、 公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うこ とができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微な ものについては、承認を受けることを要しない。 2 準用規定 第15条から第18条まで、第23条及び第25条の規定は、都市 下水路について準用する。この場合において、第23条第2項中「國 土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるも のとする。 3 承認を要しない軽微な施設の維持 法第16条ただし書(法第25条の10及び第31条において準用 する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なもの は、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	水洗便所への改造命令	上 No. 19
----------	------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第11条の3第3項及び第4項	
処分基準	関係条項	1 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。 2 公共下水道管理者は、1の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 3 1の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、2と同様とする。
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更命令	上 No. 22
----------	-----------------	----------

	根拠法令及び条項	下水道法第12条の5第2項
	関係条項	下水道法第12条の2第1項、第3項
処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>2 第12条の2で定める基準</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム 0. 1ミリグラム以下 (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン 1ミリグラム以下 (3) 有機燐化合物 1リットルにつき 1ミリグラム以下 (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛 0. 1ミリグラム以下 (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム 0. 5ミリグラム以下 (6) 硒素及びその化合物 1リットルにつき砒素 0. 1ミリグラム以下 (7) 水銀及びその化合物 1リットルにつき水銀 0. 005ミリグラム以下 (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと (9) P C B 1リットルにつき 0. 003ミリグラム以下 (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき 0. 3ミリグラム以下 (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき 0. 1ミリグラム以下 <p>(裏面1へ)</p>
	参考事項	
設定等年月日		平成22年 2月 1日設定 平成24年 3月 1日変更（※法第12条の2で定める基準の改正） 平成25年 3月 1日変更（※基準の見直し 1-4 ジオキサン追加）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更命令	上 No. 22
----------	-----------------	----------

(裏面1)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	(12) ジクロロメタン 1リットルにつき 0.2ミリグラム以下
	(13) 四塩化炭素 1リットルにつき 0.02ミリグラム以下
	(14) 1.2-ジクロロエタン 1リットルにつき 0.04ミリグラム以下
	(15) 1.1-ジクロロエチレン 1リットルにつき 1ミリグラム以下
	(16) シス-1.2-ジクロロエチレン 1リットルにつき 0.4ミリグラム以下
	(17) 1.1.1-トリクロロエタン 1リットルにつき 3ミリグラム以下
	(18) 1.1.2-トリクロロエタン 1リットルにつき 0.06ミリグラム以下
	(19) 1.3-ジクロロプロペン 1リットルにつき 0.02ミリグラム以下
	(20) チウラム 1リットルにつき 0.06ミリグラム以下
	(21) シマジン 1リットルにつき 0.03ミリグラム以下
	(22) チオベンカルブ 1リットルにつき 0.2ミリグラム以下
	(23) ベンゼン 1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
	(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン 0.1ミリグラム以下
	(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつき 10ミリグラム以下
	(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつき 8ミリグラム以下
	(27) フェノール類 1リットルにつき 5ミリグラム以下
	(28) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき 0.5ミリグラム以下
	(29) 銅及びその化合物 1リットルにつき 3ミリグラム以下
	(30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつきセレン 2ミリグラム以下
	(31) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき 10ミリグラム以下
	(32) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき 10ミリグラム以下
	(33) クロム及びその化合物 1リットルにつき 2ミリグラム以下
	(34) ダイオキシン類 1リットルにつき 10ピコグラム以下
	(裏面2へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更命令	上 No. 22
----------	-----------------	----------

(裏面2)

処分基準	<p>3 鹿沼市下水道条例第9条で定める基準</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき 380ミリグラム未満</p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき 5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(4) 浮遊物質量 1リットルにつき 600ミリグラム未満</p> <p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき 5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき 30ミリグラム以下</p> <p>(6) 窒素含有量 1リットルにつき 240ミリグラム未満</p> <p>(7) りん含有量 1リットルにつき 32ミリグラム未満</p> <p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>
------	---

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の設置等の実施の制限	上 No. 23
----------	----------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	下水道法第12条の6
	関係条項	下水道法第12条の3第1項、下水道法第12条の4
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。(第12条の6)</p> <p>3 下水道法第12条の3第1項の規定 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法 (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項</p> <p>4 下水道法第12条の4の規定 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	事故時の応急措置命令	上 No. 27
----------	------------	----------

根拠法令及び条項		下水道法第12条の9第2項
処分基準	関係条項	下水道法第12条の9第1項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 下水道法第12条の9第1項の規定 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	施設損傷者への費用負担命令	上 No. 28
----------	---------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第18条	
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	汚濁原因者への費用負担命令	上 No. 29
----------	---------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	下水道法第18条の2
	関係条項	下水道法施行令第10条の2
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該下水道に排除した特定施設の設置者に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。(第18条の2)</p> <p>2 汚濁原因者負担金の額</p> <p>特定賦課金額に各特定施設の設置者が公共下水道に排除した水質汚濁の原因物質の量のすべての定施設の設置者が公共下水道に排除した水質汚濁の原因物質の量に対する割合を乗じて得た額を越えない範囲で、河川へ排出されたことについての公共下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。(下水道法施行令第10条の2)</p>
	参考事項	鹿沼市公共下水道は、公害健康被害の補償等に関する法律第2条第2項に規定する「第二種地域」に該当していないため、現時点では、本条文の適用はない。
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	改築工事原因者への費用負担命令	上 No. 30
----------	-----------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第19条	
処分基準	関係条項	下水道法施行令第11条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。 2 工事負担金に係る下水の量の算出方法 排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量の五分の一を乗じて計算するものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	行為の制限物件設置等の許可	上 No. 31
---------	---------------	----------

根拠法令及び条項		下水道法第24条	
審査基準	関係条項	鹿沼市下水道条例第24条 下水道法施行令第17条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 下水道法第24条の規定 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。 (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。 (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 (3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること。 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。	
		(裏面1へ)	
		参考事項	
		設定等年月日	平成22年 2月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	行為の制限物件設置等の許可	上 No. 31
---------	---------------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>4 法第24条第1項の行為の許可を受けようとする者は、次に掲げる図面を添付して市長に申請しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備等を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図</p> <p>(2) 物件の配置及び構造を表示した図面</p> <p>5 下水道法施行令第17条の規定</p> <p>政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。</p> <p>ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホールの壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。</p> <p>ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分(以下この条において「開渠部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。</p> <p>ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するときは、その上端から2.5メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないとときは、この限りでない。</p> <p>ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。</p> <p>(2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。</p> <p>ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。</p>
------	---

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	行為の制限物件設置等の許可	上 No. 31
---------	---------------	----------

(裏面2)

審査基準	<p>二 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。</p> <p>木 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5メートルを超えないこと。</p> <p>(3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。 ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。 <p>ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>(5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。</p> <p>(6) 法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。</p>
------	---

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の使用に関する改善命令等	上 No. 32
----------	------------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第37条の2	
関係条項	下水道法第12条の2 鹿沼市下水道条例第9条	
処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 特定事業場から排除される下水の水質が第12条の2で定める基準又は条例で定める基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水の処理の方法の改善を命じ、又は、特定施設の使用若しくは下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文の規定の適用を受ける者に対しては、この限りではない。(第37条の2)</p> <p>2 第12条の2で定める基準</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム 0. 1ミリグラム以下 (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン 1ミリグラム以下 (3) 有機燐化合物 1リットルにつき 1ミリグラム以下 (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛 0. 1ミリグラム以下 (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム 0. 5ミリグラム以下 (6) 硒素及びその化合物 1リットルにつき砒素 0. 1ミリグラム以下 (7) 水銀及びその化合物 1リットルにつき水銀 0. 005ミリグラム以下 (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと (9) P C B 1リットルにつき 0. 003ミリグラム以下 (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき 0. 3ミリグラム以下 (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき 0. 1ミリグラム以下 (12) ジクロロメタン 1リットルにつき 0. 2ミリグラム以下 <p>(裏面1へ)</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年 10月 1日 設定 平成 22年 2月 1日 変更 (※鹿沼市下水道条例で定める基準を明確にした。) 平成 25年 3月 1日 変更 (※基準の見直し 1-4 ジオキサン追加)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の使用に関する改善命令等	上 No. 32
----------	------------------	----------

(裏面1)

処分基準 基準 (未設定の場合はその理由)	(13) 四塩化炭素 1リットルにつき 0.02ミリグラム以下
	(14) 1.2-ジクロロエタン 1リットルにつき 0.04ミリグラム以下
	(15) 1.1-ジクロロエチレン 1リットルにつき 1ミリグラム以下
	(16) シス-1.2-ジクロロエチレン 1リットルにつき 0.4ミリグラム以下
	(17) 1.1.1-トリクロロエタン 1リットルにつき 3ミリグラム以下
	(18) 1.1.2-トリクロロエタン 1リットルにつき 0.06ミリグラム以下
	(19) 1.3-ジクロロプロペン 1リットルにつき 0.02ミリグラム以下
	(20) チウラム 1リットルにつき 0.06ミリグラム以下
	(21) シマジン 1リットルにつき 0.03ミリグラム以下
	(22) チオベンカルブ 1リットルにつき 0.2ミリグラム以下
	(23) ベンゼン 1リットルにつき 0.1ミリグラム以下
	(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン 0.1ミリグラム以下
	(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつき 10ミリグラム以下
	(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつき 8ミリグラム以下
	(27) フェノール類 1リットルにつき 5ミリグラム以下
	(28) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき 0.5ミリグラム以下
	(29) 銅及びその化合物 1リットルにつき 3ミリグラム以下
	(30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつきセレン 2ミリグラム以下
	(31) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき 10ミリグラム以下
	(32) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき 10ミリグラム以下
	(33) クロム及びその化合物 1リットルにつき 2ミリグラム以下
	(34) ダイオキシン類 1リットルにつき 10ピコグラム以下

(裏面2へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の使用に関する改善命令等	上 No. 32
----------	------------------	----------

(裏面2)

処分基準	<p>3 鹿沼市下水道条例第9条で定める基準</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき 380ミリグラム未満</p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える未満</p> <p>(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき 5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(4) 浮遊物質量 1リットルにつき 600ミリグラム未満</p> <p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 鉱油類含有量 1リットルにつき 5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき 30ミリグラム以下 <p>(6) 窒素含有量 1リットルにつき 240ミリグラム未満</p> <p>(7) りん含有量 1リットルにつき 32ミリグラム未満</p> <p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	許可等の取消し、工事中止命令等	上 No. 33
----------	-----------------	----------

根拠法令及び条項		下水道法第38条第1項
処分基準	関係条項	
		1 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 (1) この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	許可等の取消し、工事中止命令等	上 No. 34
----------	-----------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	下水道法第38条第2項
	関係条項	下水道法第38条第1項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>2 第38条第1項の規定</p> <p>公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	補償金の原因者に対する負担命令	上 No. 35
----------	-----------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第38条第6項		
関係条項	下水道法第38条第2項第3号及び第38条第4項		
処分基準	1 公共下水道管理者は、第4項の規定による補償の原因となった損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。 (法第38条第6項) 2 第38条第4項の規定 公共下水道管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 3 第38条第2項第3号の規定 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 基準 (未設定の場合はその理由)		
参考事項			
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	公共下水道等の施設を損壊等した者への罰則	上 No. 36
----------	----------------------	----------

根拠法令及び条項	
	関係条項
	1 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水格の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
処分基準	基準 (未設定の場合 はその理由)
	参考事項
設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定施設の構造等の計画変更命令等に違反した者への罰則	上 No. 37
----------	----------------------------	----------

根拠法令及び条項	下水道法第46条	
処分基準	関係条項	
		1 第12条の5若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定事業場からの下水の排除の制限等の規定に違反した者への罰則	上 No. 38
----------	--------------------------------	----------

根拠法令及び条項		
	関係条項	
	1 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第12条の2第1項又は第5項の規定に違反した者 (2) 第12条の9第2項の規定による命令に違反した者	
処分基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	土地の立入り等を拒み、又は妨げた者への罰則	上 No. 39
----------	-----------------------	----------

根拠法令及び条項		
下水道法第47条		
処分基準	関係条項	1 第32条第7項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成24年 3月 1日変更(※罰則の引上げ) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	水洗便所への改造等の命令に違反した者への罰則	上 No. 40
----------	------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	下水道法第48条
	関係条項	
		1 第11条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	公共下水道使用の開始等の届出をしない者等への罰則	上 No. 41
----------	--------------------------	----------

根拠法令及び条項		下水道法第49条
処分基準	関係条項	<p>1 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第12条の6第1項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第12条の12の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>(4) 第13条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>(5) 第39条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	遅延利息の徴収	上 No. 42
----------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例第7条
処分基準	関係条項	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例第13条第2項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 資金の貸付けを受けた者が、弁済期日までに前条の賦払金を納入しないとき又は第13条第2項により通知された日までに同項の規定による未償還金の納入をしないときは、市長が特に認める場合を除き、その期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該賦払金又は未償還金に年8.25パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として徴収するものとする。ただし、遅延利息の金額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 第13条第2項の規定</p> <p>前項の規定により貸付契約を解除された者は、第6条の規定にかかわらず貸付金の未償還分を市長の通知する日までに完済しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	水洗便所改造資金の借入れの申込みの承認	上 No. 43
---------	---------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例第9条
審査基準	関係条項	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例第2条第1項及び第3条 鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例施行規則第3条第1項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 貸付けの対象となるものは、処理区域内において、くみ取式便所を水洗便所に改造し、又は既存の浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事とする。ただし、小便器のみに係る工事は、貸付けの対象としない。</p> <p>2 資金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 処理区域内における建築物の所有者又は占有者であること。 (2) 市税及び下水道事業受益者負担金に滞納がないこと。 (3) 自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であること。 (4) 貸付けを受けた資金の償還について、十分な能力を有すること。 (5) 確実な連帯保証人があること。 <p>3 連帯保証人は、次の要件を備えている者1人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に居住し、独立の生計を営む者であること。 (2) 市税及び下水道事業受益者負担金に滞納がないこと。 (3) 弁済の資力を有すると認められる者であること。
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 21日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	水洗便所改造資金の償還方法の特例	上 No. 45
---------	------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例第12条
審査基準	関係条項	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例施行規則第9条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、資金の貸付けを受けた者が震災、風水害、火災その他の災害によって貸付金の償還が困難となったときは、申請により貸付金の償還期限を変更することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 21日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	貸付契約の解除	上 No. 46
----------	---------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市水洗便所改造資金貸付条例第13条第1項
	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、貸付期間中において資金の貸付けを受けた者が次の各号の いずれかに該当する場合は、貸付契約を解除することができる。 (1) 貸付けの対象となった施設を廃止したとき。 (2) 貸付けの対象となった施設を譲渡したとき。 (3) 契約に違反したとき。
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	負担金の徴収猶予	上 No. 47
---------	----------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例第7条
	関係条項	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p>
標準処理期間	参考事項	現況が農地及び山林について猶予している。
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 21日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	負担金の減免	上 No. 48
---------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例第8条
審査基準	関係条項	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則施行規則第12条第1項 生活保護法
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者
	参考事項	
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成26年 1月 1日変更（※条例改正による） 平成 年 月 日変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 21日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	延滞金の徴収	上 No. 49
----------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条
	関係条項	鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例第6条第3項
		<p>1 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過するまでの日数については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定により延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数のあるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>
処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)		
参考事項		
設定等年月日		平成 9年 10月 1日 設定 平成 26年 1月 1日 変更（※延滞金の率の軽減を追加） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	負担金の繰上徴収	上 No. 52
----------	----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第13条第1項
処分基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に確定した負担金の納期の到来前であっても、その納期を繰り上げて負担金を徴収することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受益者の財産につき、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。 (2) 受益者につき相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。 (3) 法人である受益者が解散したとき。 (4) 受益者が不正に負担金の徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は負担金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	延滞金の減免	上 No. 53
---------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則施行規則第14条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、条例第10条の規定により延滞金が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、減額又は免除することができる。 (1) 負担金を納付すべき者が災害等により納期限までに納付できなかったとき。 (2) 前号のほか、市長が延滞金を減額又は免除することを適当と認めたとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 21日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の計画の確認	上 No. 56
---------	-------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市下水道条例第4条第1項
	関係条項	鹿沼市下水道条例第3条 鹿沼市下水道条例施行規則第3条から第5条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 排水設備等の新設等をする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付し、市長の確認を受ける。</p> <p>2 排水設備の接続方法は、裏面のとおり。</p> <p>3 構造に関し規則で定める基準は、裏面のとおり。</p> <p>4 提出する申請書は、裏面のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(裏面1へ)</p>
標準処理期間	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成22年10月 1日変更(※ますの大きさを統一する。) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の計画の確認	上 No. 56
---------	-------------	----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>2 排水設備の接続方法は、次のとおり。（第3条）</p> <p>(1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共樹等に固着させること。</p> <p>(2) 排水設備を公共樹等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水人口(人)</th><th>排水管の内径(mm)</th><th>勾配</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150未満</td><td>100以上</td><td>100分の2.0以上</td></tr> <tr> <td>150以上300未満</td><td>150以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr> <tr> <td>300以上500未満</td><td>200以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr> <tr> <td>500以上</td><td>250以上</td><td>100分の1.3以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 上記にかかわらず、一の建物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>3 排水設備の構造基準は、次のとおり。（施行規則第4条）</p> <p>(1) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出口には、防臭装置を取り付けること。</p> <p>(2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあるときは通気装置を設けること。</p> <p>(3) 台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固体物を排出する流出口には、目幅10ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂留を設けること。</p> <p>(4) 油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。</p> <p>(5) 枝管の内径は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内径</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器、手洗器及び洗面器接続管</td><td>50ミリメートル以上</td></tr> <tr> <td>浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管</td><td>75ミリメートル以上</td></tr> <tr> <td>大便器接続管</td><td>100ミリメートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) 各ますは、おおむね150ミリメートル以上の円形又は角型とし、底部は、接続する管径に応じインバートを設けなければならない。また蓋は検査、掃除の際に開閉できる密閉蓋とする。</p>	排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾配	150未満	100以上	100分の2.0以上	150以上300未満	150以上	100分の1.7以上	300以上500未満	200以上	100分の1.5以上	500以上	250以上	100分の1.3以上	種別	内径	小便器、手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上	浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75ミリメートル以上	大便器接続管	100ミリメートル以上
排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾配																							
150未満	100以上	100分の2.0以上																							
150以上300未満	150以上	100分の1.7以上																							
300以上500未満	200以上	100分の1.5以上																							
500以上	250以上	100分の1.3以上																							
種別	内径																								
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上																								
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75ミリメートル以上																								
大便器接続管	100ミリメートル以上																								
(裏面2へ)																									

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の計画の確認	上 No. 56
---------	-------------	----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(7) 排水管の土かぶりは、公道内では100センチメートル以上、私道内では60センチメートル以上、宅地内では30センチメートル以上とすること。</p> <p>(8) 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。</p> <p>(9) 水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>1回洗浄水量</th><th>洗浄管の内径</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器</td><td>3.5リットル以上</td><td>12ミリメートル以上</td></tr> <tr> <td>大便器</td><td>10リットル以上</td><td>32ミリメートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>4 提出する申請書は、排水設備（新設、増設、改築）計画確認書及び工事調書とし、次の基準で作成する。（施行規則第5条）</p> <p>(1) 位置図には、目標及び申請地の位置を明示すること。</p> <p>(2) 平面図縮尺は250分の1程度とし、次の事項を表示する。ただし、広大な土地は、1,000分の1まで縮尺することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 道路、境界及び公共下水道の施設の位置 イ 施工区域内にある建物及び炊事場、浴室、水洗便所その他下水を排除する施設の位置 ウ 排水管渠の位置、内径及び延長 エ 樹の位置 オ 除害施設、ポンプ施設及び防臭装置等の附帯設備の位置 カ 他人の排水設備等を使用するときはその位置 キ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項 <p>(3) 構造詳細図には、排水渠及び附帯設備の構造、能力、形状、寸法等を表示した図面</p> <p>(4) 除害施設、ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した図面</p> <p>(5) 他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その者の同意書</p> <p>5 2-(2)の排水設備の固着箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものとは、次のとおり。（施行規則第3条）</p> <p>(1) 汚水樹のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないよう、かつ、樹の内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。</p> <p>(2) 公共樹は、排水設備と公共下水道取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めたときは、公道内に設けることができる。</p>	種別	1回洗浄水量	洗浄管の内径	小便器	3.5リットル以上	12ミリメートル以上	大便器	10リットル以上	32ミリメートル以上
種別	1回洗浄水量	洗浄管の内径									
小便器	3.5リットル以上	12ミリメートル以上									
大便器	10リットル以上	32ミリメートル以上									

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の計画変更の確認	上 No. 57
---------	---------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第4条第2項本文
	関係条項	鹿沼市下水道条例第3条 鹿沼市下水道条例施行規則第3条から第5条まで
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 排水設備等の新設等をする申請者は、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあってはその旨を市長に届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>2 排水設備の接続方法は、裏面のとおり。</p> <p>3 構造に関し規則で定める基準は、裏面のとおり。</p> <p>4 提出する申請書は、裏面のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(裏面1へ)</p>
参考事項		
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成22年10月 1日変更(※ますの大きさを統一する) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の計画変更の確認	上 No. 57
---------	---------------	----------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>2 排水設備の接続方法は、次のとおり。（第3条）</p> <p>(1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共樹等に固着させること。</p> <p>(2) 排水設備を公共樹等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排水人口(人)</th><th>排水管の内径(mm)</th><th>勾配</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150未満</td><td>100以上</td><td>100分の2.0以上</td></tr> <tr> <td>150以上300未満</td><td>150以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr> <tr> <td>300以上500未満</td><td>200以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr> <tr> <td>500以上</td><td>250以上</td><td>100分の1.3以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 上記にかかわらず、一の建物又は敷地から排除される下水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>3 排水設備の構造基準は、次のとおり。（施行規則第4条）</p> <p>(1) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出口には、防臭装置を取り付けること。</p> <p>(2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあるときは通気装置を設けること。</p> <p>(3) 台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固体物を排出する流出口には、目幅10ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂留を設けること。</p> <p>(4) 油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。</p> <p>(5) 枝管の内径は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内径</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器、手洗器及び洗面器接続管</td><td>50ミリメートル以上</td></tr> <tr> <td>浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管</td><td>75ミリメートル以上</td></tr> <tr> <td>大便器接続管</td><td>100ミリメートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>(6) 各まずは、おおむね150ミリメートル以上の円形又は角型とし、底部は、接続する管径に応じインバートを設けなければならない。また蓋は検査、掃除の際に開閉できる密閉蓋とする。</p>	排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾配	150未満	100以上	100分の2.0以上	150以上300未満	150以上	100分の1.7以上	300以上500未満	200以上	100分の1.5以上	500以上	250以上	100分の1.3以上	種別	内径	小便器、手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上	浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75ミリメートル以上	大便器接続管	100ミリメートル以上
排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾配																							
150未満	100以上	100分の2.0以上																							
150以上300未満	150以上	100分の1.7以上																							
300以上500未満	200以上	100分の1.5以上																							
500以上	250以上	100分の1.3以上																							
種別	内径																								
小便器、手洗器及び洗面器接続管	50ミリメートル以上																								
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	75ミリメートル以上																								
大便器接続管	100ミリメートル以上																								
(裏面2へ)																									

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の計画変更の確認	上 No. 57
---------	---------------	----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(7) 排水管の土かぶりは、公道内では100センチメートル以上、私道内では60センチメートル以上、宅地内では30センチメートル以上とすること。</p> <p>(8) 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。</p> <p>(9) 水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>1回洗浄水量</th><th>洗浄管の内径</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小便器</td><td>3.5リットル以上</td><td>12ミリメートル以上</td></tr> <tr> <td>大便器</td><td>10リットル以上</td><td>32ミリメートル以上</td></tr> </tbody> </table> <p>4 提出する申請書は、排水設備（新設、増設、改築）計画確認書及び工事調書とし、次の基準で作成する。（施行規則第5条）</p> <p>(1) 位置図には、目標及び申請地の位置を明示すること。</p> <p>(2) 平面図縮尺は250分の1程度とし、次の事項を表示する。ただし、広大な土地は、1,000分の1まで縮尺することができる。</p> <p>ア 道路、境界及び公共下水道の施設の位置</p> <p>イ 施工区域内にある建物及び炊事場、浴室、水洗便所その他下水を排除する施設の位置</p> <p>ウ 排水管渠の位置、内径及び延長</p> <p>エ 樹の位置</p> <p>オ 除害施設、ポンプ施設及び防臭装置等の附帯設備の位置</p> <p>カ 他人の排水設備等を使用するときはその位置</p> <p>キ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項</p> <p>(3) 構造詳細図には、排水渠及び附帯設備の構造、能力、形状、寸法等を表示した図面</p> <p>(4) 除害施設、ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した図面</p> <p>(5) 他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その者の同意書</p> <p>5 2-(2)の排水設備の固着箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものとは、次のとおり。（施行規則第3条）</p> <p>(1) 汚水樹のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないよう、かつ、樹の内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。</p> <p>(2) 公共樹は、排水設備と公共下水道取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めたときは、公道内に設けることができる。</p>	種別	1回洗浄水量	洗浄管の内径	小便器	3.5リットル以上	12ミリメートル以上	大便器	10リットル以上	32ミリメートル以上
種別	1回洗浄水量	洗浄管の内径									
小便器	3.5リットル以上	12ミリメートル以上									
大便器	10リットル以上	32ミリメートル以上									

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	公共下水道への排除の停止又は制限	上 No. 61
----------	------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第8条
処分基準	関係条項	
		1 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。 (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。 (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	特定事業場からの下水の排除の制限	上 No. 62
----------	------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第9条第1項
関係条項		
		<p>1 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える未満 (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満 (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満 (7) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</p>
処分基準	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>	
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	除害施設の設置義務	上 No. 63
----------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第9条の2
処分基準	関係条項	
		<p>1 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1) 温度 45度未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超える9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満</p>
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	除害施設の設置義務	上 No. 64
----------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第9条の3
	関係条項	下水道法施行令第9条の4第1項
処分基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び下水道法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）第9条の4第1項各号（政令第9条の8第1号に掲げる場合に該当しないときは、第34号を除く。）に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(3) 温度 45度未満</p> <p>(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超える未満</p> <p>(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</p> <p>(9) りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</p> <p>2 下水道法施行令第9条の4第1項で定める基準</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム 0.1ミリグラム以下</p> <p>(2) シアン化合物 1リットルにつきシアン 1ミリグラム以下</p> <p>(3) 有機燐化合物 1リットルにつき 1ミリグラム以下</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛 0.1ミリグラム以下</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム以下</p>
		(裏面1へ)
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成22年 2月 1日変更 (※下水道法施行令で定める基準を明確にした。) 平成25年 3月 1日変更(※基準の見直し 1-4 ジオキサン追加)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	除害施設の設置義務	上 No. 64
----------	-----------	----------

(裏面1)

処分基準 基準 (未設定の場合 はその理由)	(6) 硫素及びその化合物 1リットルにつき硫素 0. 1ミリグラム以下
	(7) 水銀及びその化合物 1リットルにつき水銀 0. 005ミリグラム以下
	(8) アルキル水銀化合物 検出されないこと
	(9) PCB 1リットルにつき 0. 003ミリグラム以下
	(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき 0. 3ミリグラム以下
	(11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき 0. 1ミリグラム以下
	(12) ジクロロメタン 1リットルにつき 0. 2ミリグラム以下
	(13) 四塩化炭素 1リットルにつき 0. 02ミリグラム以下
	(14) 1,2-ジクロロエタン 1リットルにつき 0. 04ミリグラム以下
	(15) 1,1-ジクロロエチレン 1リットルにつき 1ミリグラム以下
	(16) シス-1,2-ジクロロエチレン 1リットルにつき 0. 4ミリグラム以下
	(17) 1,1,1-トリクロロエタン 1リットルにつき 3ミリグラム以下
	(18) 1,1,2-トリクロロエタン 1リットルにつき 0. 06ミリグラム以下
	(19) 1,3-ジクロロプロペン 1リットルにつき 0. 02ミリグラム以下
	(20) チウラム 1リットルにつき 0. 06ミリグラム以下
	(21) シマジン 1リットルにつき 0. 03ミリグラム以下
	(22) チオベンカルブ 1リットルにつき 0. 2ミリグラム以下
	(23) ベンゼン 1リットルにつき 0. 1ミリグラム以下
	(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン 0. 1ミリグラム以下
	(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつき 10ミリグラム以下
	(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつき 8ミリグラム以下
	(27) 1,4-ジオキサン 1リットルにつき 0. 5ミリグラム以下

(裏面2へ)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	除害施設の設置義務	上 No. 64
----------	-----------	----------

(裏面2へ)

処分基準	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p> <p>(28) フェノール類 1リットルにつき 5ミリグラム以下</p> <p>(29) 銅及びその化合物 1リットルにつき 3ミリグラム以下</p> <p>(30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつきセレン 2ミリグラム以下</p> <p>(31) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき 10ミリグラム以下</p> <p>(32) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき 10ミリグラム以下</p> <p>(33) クロム及びその化合物 1リットルにつき 2ミリグラム以下</p> <p>(34) ダイオキシン類 1リットルにつき 10ピコグラム以下</p>
------	---

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	排水設備又は除害施設についての改善命令	上 No. 68
----------	---------------------	----------

根拠法令及び条項	
	関係条項
	1 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。
処分基準	基準 (未設定の場合 はその理由)
	参考事項
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 1月 1日変更(※公共下水道等の維持管理基準等の追加) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	占用許可	上 No. 69
---------	------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市下水道条例第30条
	関係条項	下水道法第24条 下水道法施行令第17条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、第28条各号に規定する書類を添付して市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2 下水道法第24条の規定</p> <p>次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること。</p> <p>3 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成25年 1月 1日変更（※公共下水道等の維持管理基準等の追加） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	占用許可	上 No. 69
---------	------	----------

(裏面1)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>4 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。</p> <p>5 下水道法施行令第17条の規定</p> <p>政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。 ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホールの壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。 ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。 ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から2.5メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないとときは、この限りでない。 ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。 <p>(2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
------	---

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	占用許可	上 No. 69
---------	------	----------

(裏面2)

審査基準	<p>基準 (未設定の場合 はその理由)</p> <p>ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。</p> <p>ニ 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。</p> <p>ホ 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5メートルを超えないこと。</p> <p>(3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。</p> <p>ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。</p> <p>ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。</p> <p>ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>(5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。</p> <p>(6) 法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。</p>
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	取付管の費用の負担	上 No. 70
----------	-----------	----------

根拠法令及び条項	
	関係条項
	1 市が、使用者の管理の不備に起因する取付管の新設等を行った場合は、当該使用者は、規則で定めるところにより、その修理又は新設等に要した費用を負担しなければならない。
処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)
	参考事項
設定等年月日	平成22年 2月 1日設定 平成25年 1月 1日変更(※公共下水道等の維持管理基準等の追加) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	使用料等の減免	上 No. 72
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第36条
審査基準	関係条項	鹿沼市下水道条例施行規則第15条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、使用料、手数料又は占用料（以下「使用料等」という。）を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料等の徴収を猶予し、又は使用料等の一部若しくは全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 1月 1日変更（※公共下水道等の維持管理基準名の追加） 平成26年 3月 1日変更（※条例改正による）
	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 21日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者等への過料処分	上 No. 73
----------	----------------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市下水道条例第38条
	関係条項	鹿沼市下水道条例第4条、第5条、第6条第1項、第7条、第9条の2、第9条の3、第10条、第18条第1項、第20条、第27条、第28条及び第33条第2項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第4条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者 (2) 第5条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (3) 排水設備等の新設等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (4) 第7条の規定による届出を怠った者 (5) 第9条の2、第9条の3の規定に違反した使用者 (6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 第27条に規定する命令に違反した者 (8) 第33条第2項の規定による指示に従わなかった者 (9) 第4条第1項、第28条に規定する申請書又は図書、第4条第2項本文、第7条、第10条に規定する届出書、第18条第1項に規定する申請書又は第20条に規定する資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
	参考事項	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 1月 1日変更(※公共下水道等の維持管理基準等の追加) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課

不利益処分の内容	偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者への過料処分	上 No. 74
----------	---------------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市下水道条例第39条
	関係条項	鹿沼市下水道条例第13条、第21条、第22条及び第27条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 1月 1日変更（※最低額を5万円とする改正） 平成26年 3月 1日変更（※条例改正による）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道課・下水道施設課

不利益処分の内容	行為者に対する責任としての法人等への過料処分	上 No. 75
----------	------------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道条例第40条
	関係条項	鹿沼市下水道条例第38条及び第39条
処分基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p> <p>2 第38条の規定</p> <p>次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第4条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者 (2) 第5条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 (3) 排水設備等の新設等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 (4) 第7条の規定による届出を怠った者 (5) 第9条の2、第9条の3の規定に違反した使用者 (6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者 (7) 第27条に規定する命令に違反した者 (8) 第33条第2項の規定による指示に従わなかった者 (9) 第4条第1項、第28条に規定する申請書又は図書、第4条第2項本文、第7条、第10条に規定する届出書、第18条第1項に規定する申請書又は第20条に規定する資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者 <p>3 第39条の規定</p> <p>偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p>
参考事項		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 1月 1日変更（※最低額を5万円とする改正） 平成 年 月 日変更（※）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	排水設備等計画確認の取消し	上 No. 76
----------	---------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市下水道条例施行規則第6条第2項
	関係条項	
		1 市長は、排水設備等計画確認書を交付した日から3月以内に工事に着手しないときは、排水設備等計画確認書の取り消しができる。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
参考事項		
設定等年月日		平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	指定工事店の指定	上 No. 77
---------	----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則第3条第1項
	関係条項	鹿沼市下水道条例第5条及び第38条 鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則第3条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 鹿沼市下水道条例第5条で規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 責任技術者が1人以上専属していること。 (2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 栃木県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 工事業者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない場合 イ 工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は鹿沼市下水道条例第38条の規定により過料の処分を受けてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が指定取消しから2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成10年 7月15日設定 平成25年 1月 1日変更（※公共下水道等の維持管理基準等の追加） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	指定工事店の指定の更新	上 No. 79
---------	-------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則第8条第1項
関係条項		鹿沼市下水道条例第5条及び第38条 鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則第3条
審査基準 基準 (未設定の場合 はその理由)		<p>1 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する日までに下水道排水設備指定工事店指定申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 鹿沼市下水道条例第5条で規定する排水設備工事を施行することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 責任技術者が1人以上専属していること。 (2) 工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 栃木県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 工事業者（法人にあっては代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない場合 イ 工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者として下水道法により懲役、罰金の処分又は鹿沼市下水道条例第38条の規定により過料の処分を受けてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が指定取消しから2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 <p>3 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。</p>
参考事項		
設定等年月日		平成10年 7月15日設定 平成25年 1月 1日変更（※公共下水道等の維持管理基準等の追加） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	指定の取消し又は一時停止	上 No. 81
----------	--------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則第10条第2項
処分基準	関係条項	
		1 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は一定期間を定めて停止することができる。 (1) 鹿沼市下水道条例、規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
設定等年月日	平成10年 7月15日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	業務の禁止又は停止	上 No. 82
----------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市下水道排水設備指定工事店規則第14条	
処分基準	関係条項	鹿沼市下水道条例	
		1 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は一定期間を定めて停止することができる。 (1) 鹿沼市下水道条例、規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。	
	基準 (未設定の場合 はその理由)		
	参考事項		
設定等年月日	平成10年 7月15日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画の確認	上 No. 83
---------	-----------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例第6条第1項
	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第5条 鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則第2条及び第3条
審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 排水設備等の新設等をする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付し、市長の確認を受ける。</p> <p>2 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 排水処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共汚水ます（排水設備から排除される汚水を受けるますをいう。以下同じ。）等に固着させなければならない。</p> <p>(2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は100ミリメートル以上とし、その勾配は100分の1以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">(裏面へ)</p>
参考事項		
設定等年月日	平成10年 4月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画の確認	上 No. 83
---------	-----------------	----------

(裏面)

審査基準	<p>3 排水設備の固着箇所及び接続方法 条例第5条に規定する排水設備の接続方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共汚水ます等のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないように排水設備を固着すること。 (2) 公共汚水ます等の内壁に突き出さないよう排水設備を差し入れ、その周囲を接着剤等で埋め、内外面の仕上げをすること。 (3) 公共汚水ますは、排水設備と排水処理施設取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めた場合においては、公道内に設けることができる。 <p>4 排水設備の構造基準 排水設備の構造基準は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出台所には、防臭装置を取り付けること。 (2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気装置を設けること。 (3) 台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固体物を排出する流出口には、目幅10ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂だめを設けること。 (4) 油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。 (5) 汚水ますの設置については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 排水管の起点、屈曲点、合流点、内径若しくは勾配の変化する箇所及び直線部においては、内径の120倍以下の間隔に汚水流出台所を設置すること。 イ 汚水ますのふたは、臭気の発散防止、雨水の侵入防止のため、密閉型とすること。 (6) 排水管の土かぶりは、30センチメートル以上とすること。 (7) 水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。 (8) 排水設備の材質は硬質塩化ビニール製品その他耐久性があり雨水が流入しない製品とし、排水設備のいずれの箇所からも雨水が流入しないようにすること。
------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画変更の確認	上 No. 84
---------	-------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例第6条第2項本文
審査基準	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第5条 鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則第2条及び第3条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 排水設備等の新設等をする申請者は、申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあってはその旨を市長に届け出ることをもって足りるものとする。</p> <p>2 排水設備の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 排水処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共汚水ます（排水設備から排除される汚水を受けるますをいう。以下同じ。）等に固着させなければならない。</p> <p>(2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、排水処理施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は100ミリメートル以上とし、その勾配は100分の1以上とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成10年 4月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 即日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成10年 4月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画変更の確認	上 No. 84
---------	-------------------	----------

(裏面)

審査基準	<p>3 排水設備の固着箇所及び接続方法 条例第5条に規定する排水設備の接続方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共汚水ます等のインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いの生じないように排水設備を固着すること。 (2) 公共汚水ます等の内壁に突き出さないよう排水設備を差し入れ、その周囲を接着剤等で埋め、内外面の仕上げをすること。 (3) 公共汚水ますは、排水設備と排水処理施設取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備所有者の土地内で公道の境界線に接する部分とする。ただし、市長が実施上やむを得ないと認めた場合においては、公道内に設けることができる。 <p>4 排水設備の構造基準 排水設備の構造基準は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。 (2) 防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気装置を設けること。 (3) 台所、浴室、洗濯場その他のじんかい、固体物を排出する流出口には、目幅10ミリメートル以下の鉄格子又は金網を取り付け、土砂が流入する箇所には土砂だめを設けること。 (4) 油脂類を排出する流し口には、油脂遮断装置を設けること。 (5) 汚水ますの設置については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 排水管の起点、屈曲点、合流点、内径若しくは勾配の変化する箇所及び直線部においては、内径の120倍以下の間隔に汚水ますを設置すること。 イ 汚水ますのふたは、臭気の発散防止、雨水の侵入防止のため、密閉型とすること。 (6) 排水管の土かぶりは、30センチメートル以上とすること。 (7) 水洗便所には、排除すべき下水を支障なく流下させる洗浄装置を設けること。また、大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。 (8) 排水設備の材質は硬質塩化ビニール製品その他耐久性があり雨水が流入しない製品とし、排水設備のいずれの箇所からも雨水が流入しないようにすること。
------	--

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	排水設備等の新設等の工事の中止及び確認受検の命令	上 No. 86
----------	--------------------------	----------

処分基準	根拠法令及び条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第6条第3項
	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第6条第1項及び第2項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 市長は、前2項（2及び3参照）の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行っている者に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、同項の規定による確認を受けさせるものとする。</p> <p>2 第6条第1項の規定 排水設備又は下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>3 第6条第2項の規定 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならぬ。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあっては、その旨を市長に届け出ることをもって足りるものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成10年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
))

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道施設課

許認可等の内容	排水処理施設の新規の使用許可	上 No. 89
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例第11条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第11条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、排水処理施設の新規の使用許可の申請があった場合は、当該申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、排水処理施設の管理運営上支障のないときは、これを許可しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成10年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 14日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道部 下水道課

許認可等の内容	加入金の減免の認定	上 No. 90
---------	-----------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例第13条
審査基準	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例第13条第1項において例によることとされている鹿沼市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例第6条生活保護法
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 加入金の減免</p> <p>(1) 加入金の減免については、鹿沼市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例における分担金の減免（2参照）の例による。</p> <p>(2) 市長は、前項に定めるもののほか、新規の使用者が設置する排水設備以外の施設の工事費の範囲内においても加入金を減免することができる。</p> <p>2 鹿沼市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例における分担金の減免の規定</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している施設に設置した公共污水ますについては、分担金を徴収しない。</p> <p>(2) 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>ア 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している施設に設置した公共污水ますを使用する受益者</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>ウ その他市長が分担金を減免する必要があると認める施設に設置した公共污水ますを使用する受益者</p>
	参考事項	
設定等年月日	平成10年 4月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 21日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更（※） 平成 年 月 日 変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第3)

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道部 下水道施設課

不利益処分の内容	排水設備等の新設等の計画確認の取消し	上 No. 91
----------	--------------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則第5条第2項
処分基準	関係条項	鹿沼市農業集落排水処理施設条例施行規則第5条第1項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 市長は、前項の排水設備等計画確認書を交付した日から3月以内に 計画の確認を受けた者が工事に着手しないときは、当該確認を取り消 すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成10年 4月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。